

## 筑後市公式 LINE 利用規約

筑後市公式 LINE（以下、「本アカウント」）では、下記のとおり利用規約を定めています。閲覧など本ページの利用にあたっては、本規約に同意の上ご利用くださいますようお願いいたします。

### （運営）

- 第 1 条 本アカウントは、筑後市（以下、「当市」）が運営しています。
- 2 本アカウントは、アカウント名を「筑後市」と設定しています。
  - 3 本アカウントは、アカウント URL を「<https://lin.ee/xg81QkN>」と設定しています。
  - 4 配信者は原則、当市職員とします。
  - 5 配信頻度は、必要に応じて不定期に配信します。

### （免責事項）

- 第 2 条 本アカウントにおいて提供する情報の正確さについては万全を期しますが、当市は、利用者が本アカウントを利用したこと、又は利用できなかったことにより被った損害について一切責任を負いません。また、掲載された情報に誤りが見つかった場合、又は天候等の理由により変更等が生じた場合は、予告なしに内容を変更する場合がありますのでご了承ください。
- 2 本アカウントは、LINE 社及び関係社（以下、「LINE 社等」）のシステムによって運用されています。LINE 社等のシステム運用状況に関して、一切お答えすることはできません。また、LINE 社等から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的なご質問などに関しても、お答えすることはできません。

### （掲載情報）

- 第 3 条 本アカウントに掲載する情報は、原則として以下の情報に限ります。
- (1) 当市の PR 情報（イベント、キャンペーン、事業、物産、テレビ・新聞等メディアへの露出等）
  - (2) 当市の行政情報
  - (3) 災害や行方不明者などの緊急情報
  - (4) 当市とその関係団体が運用する他のソーシャルメディアの情報（記事のシェアを含む）
  - (5) その他、総務広報課長が許可した情報

### （禁止事項）

- 第 4 条 本アカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下の事項に該当する場合、投稿の削除やアカウントのブロックを行う場合があります。
- (1) 当市を含む第三者になりすます行為
  - (2) 本人の承諾なく、個人情報を特定、開示、漏洩するなど第三者のプライバシーを侵害する行為
  - (3) 当市または第三者に不利益、損害を与え、又は与えるおそれがある行為

(4) 当市（当市の職員等を含む）又は第三者を差別若しくは誹謗中傷、侮辱し、名誉を毀損する行為

(5) 著作権その他、当市又は第三者の肖像権、知的財産権を侵害する行為

(6) 有害なコンピュータープログラム等を投稿又は送信する行為

(7) 法律や法令、公序良俗に反する、又はそのおそれがある行為（違法改造や危険走行などの情報や写真の投稿を含む）

(8) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為

(9) LINE 社が定める不正行為に該当する行為

(10) コメントや紹介なく、そのほかの LINE アカウントや外部リンクのみをシェアする行為

(11) その他、当市が不適切と判断するもの

（著作権）

第 5 条 本アカウントに掲載している行政情報等（文章、写真、イラスト及び動画等を含む）に関する著作権は、当市に帰属します。

2 本アカウントの内容について、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合及び LINE 上でシェアするなど、転載の対象となる投稿内容を改編せず、また、出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

（コメントへの返信）

第 6 条 当市は、本アカウントに投稿された投稿及びコメントについて、基本的に返信をすることはありません。

（基本情報へのアクセス）

第 7 条 利用者による本アカウントへのアクションをもって、本規約に同意いただいたものとみなし、利用者が公開している情報への本アカウントからアクセスを許諾したものとみなします。

（個人情報の取り扱い）

第 8 条 当市が利用者から個人情報を取得する場合には国のガイドライン及び筑後市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

（本規約の変更）

第 9 条 当市は、本規約を予告なしに変更する場合があります。

（お問い合わせ）

第 10 条 当市及び本アカウントに関するお問い合わせやご意見については、当市公式ホームページ（<https://www.city.chikugo.lg.jp/>）のお問い合わせフォーム又は電話（0942-65-7004）をご利用ください。

(その他)

第11条 本規約に記載のない事項については、別途、当市の定めるプライバシーポリシー等に準拠します。

令和4年4月1日 策定